

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 3 号
件 名	情報公開文書のコピー代を正しい金額に改正することを求めることについて
要 旨	<p>情報公開文書のコピー代は、平成4年の新潟市長告示で、それまでの1枚20円を改め、現行の1枚10円を徴収することになっています。これは当時のコピー機使用料、紙代、コピーに要する人件費の合計の原価で、この原価の10円に改定されました。今の原価は総務課に確認して1円です。</p> <p>現在、新潟市議会・議員に対しては、原価のコピー1枚1円を下回る62銭でコピーを使用できる扱いになっており、現に市議会各会派には議会事務局からコピー代1枚1円で領収証が発行されています。しかし、市民にはコピー代1枚10円です。新潟市議会・議員は特別扱いなのではないでしょうか。</p> <p>新潟市長告示を見直して、市民にも新潟市議会・議員と同じ1枚1円で情報公開文書の提供ができるようお願いします。</p> <p>情報公開1枚の場合、10円の納付書をもって銀行で10円を納付した後に、公開文書を受け取ります。また、情報公開コピー枚数は、全市で年間1万枚を大きく下回るものと思われることから、納付書用紙代とここに要する人件費を考えると、市民へのサービスとして無料化実現の検討もお願いします。</p> <p>なお市中では、情報公開文書と同じA4判コピー1枚が5円でできるところもあり、新潟市は市民へのサービスの観点からこれに反し、市民からコピー代で利益を得ていることとなります。</p> <p>この件は、以前にも陳情して結果は不採択でした。担当課である総務部総務課に何回申し入れしても、できないが先で、全く聞き入れてもらえないまま、今も総務部総務課長の預かりとなったまま進展していません。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年12月12日 第2項 総務常任委員会
受 理	令和元年12月4日 第503号

陳情第53号

総務課長には，他の政令市や新潟県内他市町村の実情がどのとの理由があるようですが，新潟市がどうするかで，決めるのは新潟市長です。

よって，以下について陳情いたします。

記

- 2 情報公開文書のコピー代無料化実現の検討をすること。